

市場化テストを通じた 公共サービスの効率化

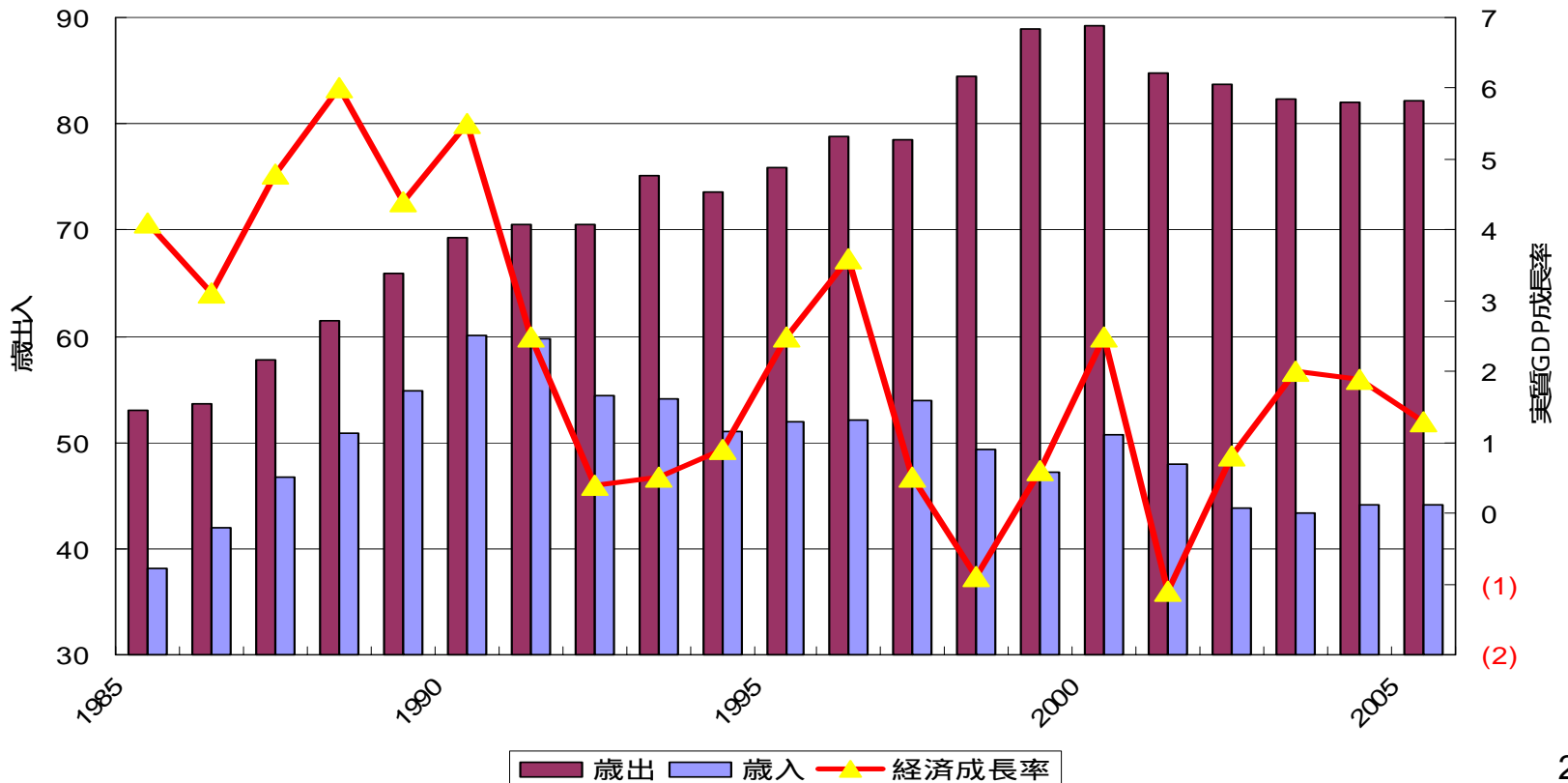
2005年7月28日

国際基督教大学

八代尚宏

90年代以降の長期経済停滞のなかで落ち込む税収と財政赤字の拡大

経済成長率と国の一般会計収支



増大する政府負債の一方で 政府資産の有効活用の途

政府の貸借対照表(2002年末,兆円)

	資産	負債
社会保障基金	234	27
地方自治体	62	179
国	137	583
合計	433	789
純債務		356

(出所)国民経済計算

官製市場の民間開放の意義

1. 経済社会環境の変化
 - 経済活動の国際化・製造業の海外移転
 - 地域の人口減少・高齢化の急速な進展
2. サービス産業発展で雇用創出の可能性
 - 公的事業者の独占市場への民間参入
 - 補助金依存の官業を税収生む民業に転換
3. これまでの行政改革との連携
 - 国・地方の行革促進・財源・権限の移譲
 - PFI、指定管理者制度、構造改革特区活用

「市場化テスト(官民競争入札)」とは

- 官が独占している公共サービス事業を民間事業者との競争(入札)に晒すこと。
- 業務の包括的委託・民間の創意・工夫の活用
- このためには
 - (1)民間参入を制限する様々な規制の改革
 - (2)官民の対等な競争条件(税・補助金)構築
 - (3)質とコストの両面で優れた事業者の選定
- 官民のいずれが落札しても、公共サービスの効率化・質の向上に大きな成果。

官民間の競争と協調

- 国の公共サービスの供給責任を維持しつつ、公務員の独占としないこと(公と官との区別)。
- 制度運営の最終的な責任は官が保持し、公共サービス実施は民間(公務員並み義務規定)。
- 公共サービスの民間移管で、その質が担保・向上すること(事業評価基準の設定・実施)。
- 徹底した情報開示と市場競争の規律が維持されるモニタリングの仕組み(第三者機関)。
- 事業の直接・間接費用を官民共通基準で算出。

市場化テストの適用対象の事業例

- 国の現業部門・特殊法人・独立行政法人等
- 公共職業安定所の監督以外の事業
- 社会保険庁の業務(徴収・適用・相談他)
- 税金等公金の徴収業務(サービサー)
- 行刑施設(刑務官の補完業務)
- 警察業務(道路交通法関係)
- 国の指定統計・行政事務の外注化
- 公的書類の作成・交付(免許証・旅券等)

市場化テストに関する閣議決定

「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成17年3月)」

- (1)市場化テストの法的枠組みも含めた制度の検討
- (2)市場化テストのガイドライン(制度の指針・骨格)
- (3)モデル事業の実施(職業紹介・社会保険庁等)

「骨太の方針2005(平成17年6月)」

「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出すべく、速やかに準備。

- (1)競争条件の均一化のため、中立的な第三者機関による官業の徹底した情報開示や実施プロセス監視等。
- (2)地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置。
- (3)独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含めた導入。

市場化テスト導入に関する主要な課題

- 官業コストの情報開示を現実のコスト・市場ベースの資産価格で実施。
- 入札者に求めるサービス内容の定量的な指標と事後的な評価手法の開発。
- 民間の提案に基づく幅広い事業を対象。
- 実施プロセスの監視等を行う、中立的かつ強力な第三者機関(行政再生機構)設置。
- 官業の民間移管にともなう公務員の処遇。

市場化テスト法(仮称)のポイント

- 市場化テスト法の目的
 - 官民競争入札及び関連の規制改革等による公共サービスの効率化
- 実施の基本方針を、毎年、内閣主導で決定
 - 民間提案を踏まえた対象事業と規制改革等
- 競争入札の実施方針の策定・公表
 - 対象事業及び競争条件均一化の内容、入札参加要件、開示情報、官内部の情報遮断
- 落札民間事業者への規制の特例措置認定
- 民間人を中心とした第三者機関の権能